18ページ２段目18行目、「21．平成32年２月19日14時00分」を削除する。

18ページ４段目11行目、「21．10th contract：Marine Diesel Fuel, about 62MT」を削除する。

18ページ４段目36行目、「21.14 March 2020」を削除する。

18ページ４段目45行目、「21．Palau」を削除する。

19ページ２段目５行目、「21．18 February 2020　14：00」を削除する。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和２年２月21日

支出負担行為担当官

海上保安庁次長　上原　　淳

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　掲載日

令和元年８月15日（号外政府調達第71号４ページ４段31行目）

2　取消内容

入札公告１⑵「22．重油買入（昭洋分）22回目　約280ＫＬ」の入札公告を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象工事である。

令和２年２月21日

支出負担行為担当官

東海農政局長　富田　育稔

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新濃尾（二期）農地防災事業　新木津用水路春日井高山工区（その１）改修工事

⑶　工事場所　愛知県春日井市高山町、大手田酉町及び朝宮町地内

⑷　工事内容　本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき、新木津用水路の改修を行うものである。

施工延長　Ｌ＝260.995m（eq＝＋0.020m）、測点　№97＋64.700～№100＋25.675

内訳：水路工　Ｌ＝260.995m

プレキャストＬ形水路工　Ｌ＝221.995m、プレキャストＵ形水路工　Ｌ＝39.000m

付帯工　１式

Ｌ型擁壁工　Ｌ＝236.500m、暫定取付工　１箇所

構造物撤去工　１式

復旧工　１式

仮設工　１式

⑸　工期　契約締結日から令和５年５月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　プレキャストＬ形水路　Ｌ＝221.995m、プレキャストＵ形水路　Ｌ＝39.000m

⑺　本工事は、次の内容によって行われる。

①　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）である。また、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

②　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

③　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する対象工事である。

なお、低入札価格調査の結果については、公表するものとする。

④　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じて、以降１年間東海農政局管内（岐阜県、愛知県、三重県）の別の新規直轄工事における応募時の加算点の減点や入札参加制限等を実施する試行工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑥　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑦　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び資料の提出、受領に係わる確認並びに入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、発注者の承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑧　本工事は、契約手続に係る書類の授受について、原則として電子契約システムにより行う対象工事である。ただし、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式の承諾に関する承諾願を提出し、発注者の承諾を得た者は紙契約方式に代えることができる。

⑨　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑩　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」で次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、農林水産省土地改良工事積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事や通勤等に要する費用

⑪　本工事は、不足する建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費等）について、工事を円滑に実施するため遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これらの費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。

⑫　本工事は、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）（以下「本方式」という。）の試行工事であり、以下の内容に基づき実施する。

ア　本工事では、変更契約等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む。）について合意するものとする。

イ　本方式の実施については、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予決令第79条の規定に基づいて作成する予定価格（以下「予定価格」という。）で除したもの。）を乗じて得た各金額について合意するものとする。

ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の実施要領の解説について」（平成30年９月21日付け事務連絡農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知）によるものとする。

⑬　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事の対象である。

⑭　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。